⑻　Contact Point for the notice : Youichi Hanazawa, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. Otemachi Place Westtower 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8793, Japan. TEL 03―3477―1710

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年12月８日
支出負担行為担当官
九州農政局長　宮﨑　敏行

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　西国東海岸保全事業　２・３号排水樋門他建設工事
⑶　工事場所　大分県豊後高田市呉崎地内及び西真玉地内
⑷　工事内容　本工事は、西国東海岸保全事業の一環として、第２工区及び第３工区の排水樋門等を建設するものである。
①　２号排水機場工
㈠　基礎工
(a)　杭基礎（吸込水槽呑口部）　ＰＨＣ杭φ400、Ｌ＝16.0m、Ｎ＝28本
(b)　杭基礎（吸込水槽本体部）　ＰＨＣ杭φ400、Ｌ＝15.0m、Ｎ＝60本
(c)　杭基礎（吐出水槽）　ＰＨＣ杭φ400、Ｌ＝17.0m、Ｎ＝24本
②　３号排水機場工
㈠　基礎工
(a)　杭基礎（吸込水槽呑口部）　ＰＨＣ杭φ500、Ｌ＝16.0m、Ｎ＝15本
(b)　杭基礎（吸込水槽本体部）　ＰＨＣ杭φ700、Ｌ＝15.0m、Ｎ＝18本
(c)　杭基礎（吐出水槽）　ＰＨＣ杭φ600、Ｌ＝16.0m、Ｎ＝９本
③　２号排水樋門工
㈠　基礎工（中層混合改良　Ｈ＝8.0m　Ｖ＝3,030㎥）
㈡　樋門本体工（Ｂ＝2.0m×Ｈ＝2.0m×２連×Ｌ＝15.3m）
㈢　川裏水路工（Ｂ＝2.0m×Ｈ＝2.0m×２連×Ｌ＝6.6m）
㈣　取付擁壁工（Ｈ＝8.2m×Ｌ＝8.58m）
④　３号排水樋門工
㈠　基礎工（中層混合改良　Ｈ＝9.0m　Ｖ＝4,110㎥）
㈡　樋門本体工（Ｂ＝2.0m×Ｈ＝2.0m×３連×Ｌ＝15.4m）
㈢　川裏水路工（Ｂ＝2.0m×Ｈ＝2.0m×３連×Ｌ＝6.6m）
㈣　取付擁壁工（Ｈ＝8.2m×Ｌ＝8.58m）
⑸　工期　令和６年３月８日まで
⑹　使用する主要な資機材　ＰＨＣ杭　154本、コンクリート　1,120㎥、高炉セメントＢ種（地盤改良材）　360ｔ、鋼矢板　966ｔ

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　九州農政局管内における対象工事種別に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「土木一式工事」に認定されている者であること。又は、九州農政局管内における対象工事種別に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されているもので、開札時までに「土木一式工事」の認定を受けているものであること。なお、開札時において、令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木一式工事」に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。
⑷　九州農政局における「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,250点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑸　施工実績
①　平成19年４月１日から令和４年３月31日までに元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあたっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。
②　同種工事とは、「樋門・樋管工事」又は「既製杭工事」とし、規模は問わないものとする。また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。
①　配置予定技術者の資格
㈠　監理技術者　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
(a)　１級国家資格者（土木施工管理技士、建築機械施工技士）
(b)　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、農業「農業農村工学」、農業「農業土木」、森林「森林土木」又は水産「水産土木」とするものに限る））の資格を有する者
(c)　国土交通大臣特別認定者
㈡　主任技術者　㈠に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者
(a)　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建築機械施工技士）
(b)　指定学科を卒業後、土木一式工事で下記の実務経験を有する者（㋐高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上、㋑高等専門学校（旧専門学校を含む）、専門士　３年以上、㋒大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上）
(c)　10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者
(d)　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
②　配置予定技術者の施工経験　工事経験は、平成19年４月１日から令和４年３月31日までに元請として完成・引渡しが完了した下記③に掲げる同種工事の工事経験を有すること。ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６ヶ月以上の従事期間の工事経験を有すること。
③　同種工事とは、「コンクリート工」とし、規模は問わないものとする。
⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。
⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。
⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。